

# 第二次

# 松山市再犯防止推進計画

令和7年9月

松 山 市



## はじめに

平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が成立・施行され、再犯の防止などに関する施策を行う責務は国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されました。

併せて都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を考慮し、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が規定され、松山市では、令和3年9月に「松山市再犯防止推進計画」を定め、再犯防止の推進に関する各種の施策・事業を行ってきました。

その後、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画では、地域社会での国・地方公共団体・民間協力者などによる支援連携体制の更なる強化の必要性が明記されました。住民に一番身近な存在である基礎自治体の市町村の役割はとても大切であり、今後更なる再犯防止を推し進める必要があります。

そこで、国、地方公共団体、民間協力者が、引き続き、再犯防止に関する施策を総合的に、そして、計画的に進めていくため、第二次松山市再犯防止推進計画を定めました。

再犯防止の推進は、作用がすぐに現れるものではなく、長期的な支援が必要な取組です。今後も、国、愛媛県、保護司会や更生保護女性会など関係団体の皆さんと連携を深め誰一人取り残さない明るい社会を目指して、更に力強く再犯防止を推し進めていきます。

# 目 次

第1	計画策定の趣旨	
1-1	計画策定の目的	1
1-2	計画の位置付け	2
1-3	計画の支援対象者	2
1-4	計画期間	2
1-5	計画の基本方針と重点課題	3
1-5-1	計画の基本方針	3
1-5-2	計画の重点課題	3
第2	再犯防止を取り巻く状況	
2-1	再犯防止を取り巻く状況	5
2-2	第一次松山市再犯防止推進計画の振り返り	7
第3	重点課題の取組事項	
3-1	就労・住居の確保	11
3-1-1	就労の確保	11
3-1-2	住居の確保	15
3-2	保健医療・福祉サービス利用の促進	17
3-3	非行の防止及び学校等と連携した修学支援	19
3-4	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援	23
3-5	民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進	26
3-6	関係機関・更生保護関係団体等との連携強化	29
3-7	更生保護関係団体の取組事項	32
第4	計画の推進体制	
4-1	推進体制	39
4-2	進捗管理	39
4-3	計画の成果指標と目標値	39
4-4	本市の主な相談窓口	40
4-5	刑事手続きの流れの概要と支援推進体制	41
巻末資料		
	再犯の防止等の推進に関する法律 概要	44

# 第1 計画策定の趣旨

## 1-1 計画策定の目的

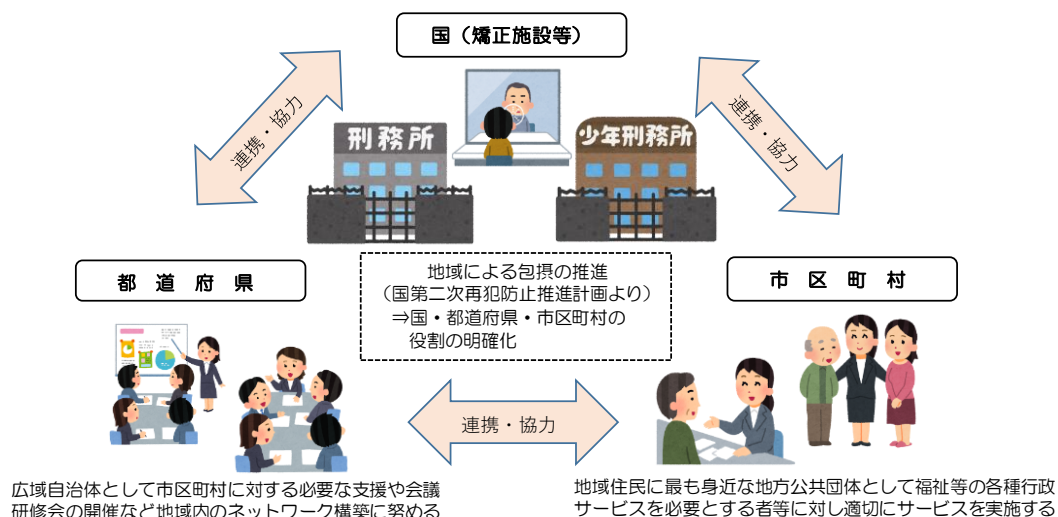
国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）では、第一次再犯防止推進計画の検証の中で、課題の一つに「国、地方公共団体、民間協力者等との連携を一層強化していく必要があること」が挙げられています。国・区市町村・民間協力者が一つとなり息の長い支援を充実することが必要です。

あわせて、市区町村は地域住民に最も身近な公共団体として、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備していく必要があります。

矯正施設である松山少年鑑別所が所在する本市では、様々な生きづらさを抱えた出所者等が、地域社会で孤立することなく社会復帰し、再び罪を犯すことがないようみんなが支え合い、安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

### <国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国	<ul style="list-style-type: none"><li>刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。</li><li>再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。</li></ul>
都道府県	広域自治体として、 <ul style="list-style-type: none"><li>各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。</li><li>市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。</li></ul>
市区町村	地域住民に最も身近な地方公共団体として、 <ul style="list-style-type: none"><li>福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。</li></ul>



## 1-2 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、国や愛媛県の計画を勘案して、松山市の再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として作成します。

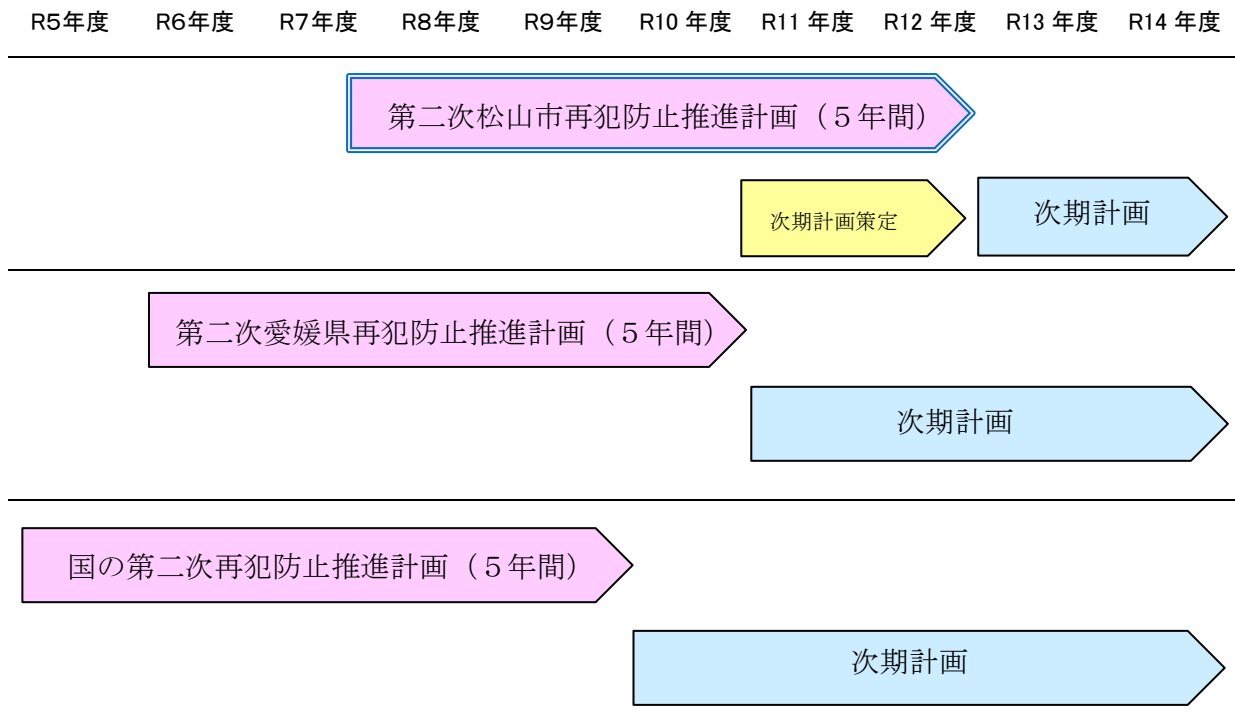
あわせて、本市は「SDGs」（平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、再犯防止を推進します。

## 1-3 計画の支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年又は非行少年であった者で、就労・住居の確保や保健医療・福祉サービス、修学等の支援を必要とする者を対象とします。

## 1-4 計画期間

国・県の計画期間が5年間であることから、本計画の計画期間は、令和7年10月から令和12年9月までの5年間とします。



## 1-5 計画の基本方針と重点課題

### 1-5-1 計画の基本方針

再犯防止推進法、国の再犯防止推進計画に掲げられている5つの基本方針及び愛媛県の計画を勘案し、本市では3つの基本方針のもと、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。

#### 3つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、地域社会で孤立することなく、再び社会の一員になることができるよう「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国、県、更生保護関係団体及び地域の皆さんと連携協力し、再犯防止推進に取り組みます。
- ② 経歴、性格、交友関係、性別、年齢、家庭環境、経済的状況等、出所者等の特性に応じた切れ目のない指導及び支援の充実に取り組みます。
- ③ 犯罪や非行のない明るい社会を目指し、市民の皆さんに再犯防止の取組をわかりやすく広報・啓発し、犯罪に戻らない、戻さない地域社会を築きます。

### 1-5-2 計画の重点課題

再犯防止推進法や、これに基づく国の計画及び愛媛県再犯防止推進計画に掲げる重点課題を踏まえ、以下の6つの項目を本計画の重点課題とし、関係機関、更生保護関係団体等と連携を図りながら取り組みます。

#### 6つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービス利用の促進
- ③ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ⑤ 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進
- ⑥ 関係機関・更生保護関係団体等との連携強化

## [参考]

### 国の第二次再犯防止推進計画

#### 5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

#### 7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 第二次愛媛県再犯防止推進計画

#### 基本方針

再犯防止推進法の基本理念や国の第二次再犯防止推進計画の基本方針・重点課題を踏まえるとともに、愛媛県の状況に応じて次の6つの重点課題に取り組む。

#### 6つの重点課題

- ① 国・市町・民間団体等との連携強化等
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

## 第2 再犯防止を取り巻く状況

### 2-1 再犯防止を取り巻く状況

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（28万5千3百73件）にピークを迎えたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年（5万6千8百10件）には戦後最少となりました。

本市でも刑法犯認知件数は平成15年をピークに大幅に減少しています。認知件数は令和3年には2万5千7件まで減少しましたが、近年は微増傾向にあります。

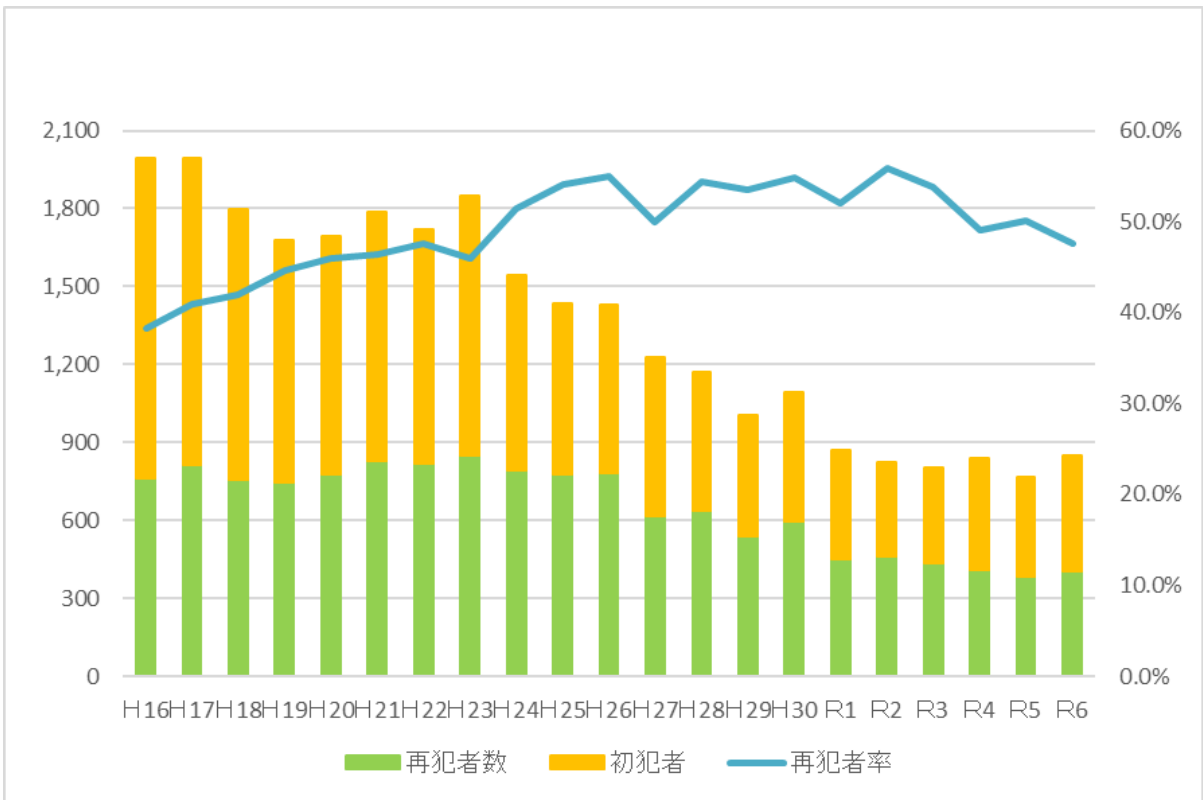
刑法犯により検挙された再犯者数も全国的に減少傾向にある中、これを上回るペースで初犯者数も減少しており、刑法犯検挙人員に占める再犯者数の割合（以下「再犯者率」）は令和5年が47.0%で前年よりやや減少したものの、全体の約半数近くを占める割合が続いています。

本市においては、令和6年の再犯者数は403人であり、ここ近年、減少が続いていた中、前年よりやや微増となりました。再犯者率は47.6%であり、近年、50%前後を推移しており、依然として全国の再犯者率より高い状態となっています。

刑法犯認知件数及び検挙者数の推移（松山市）

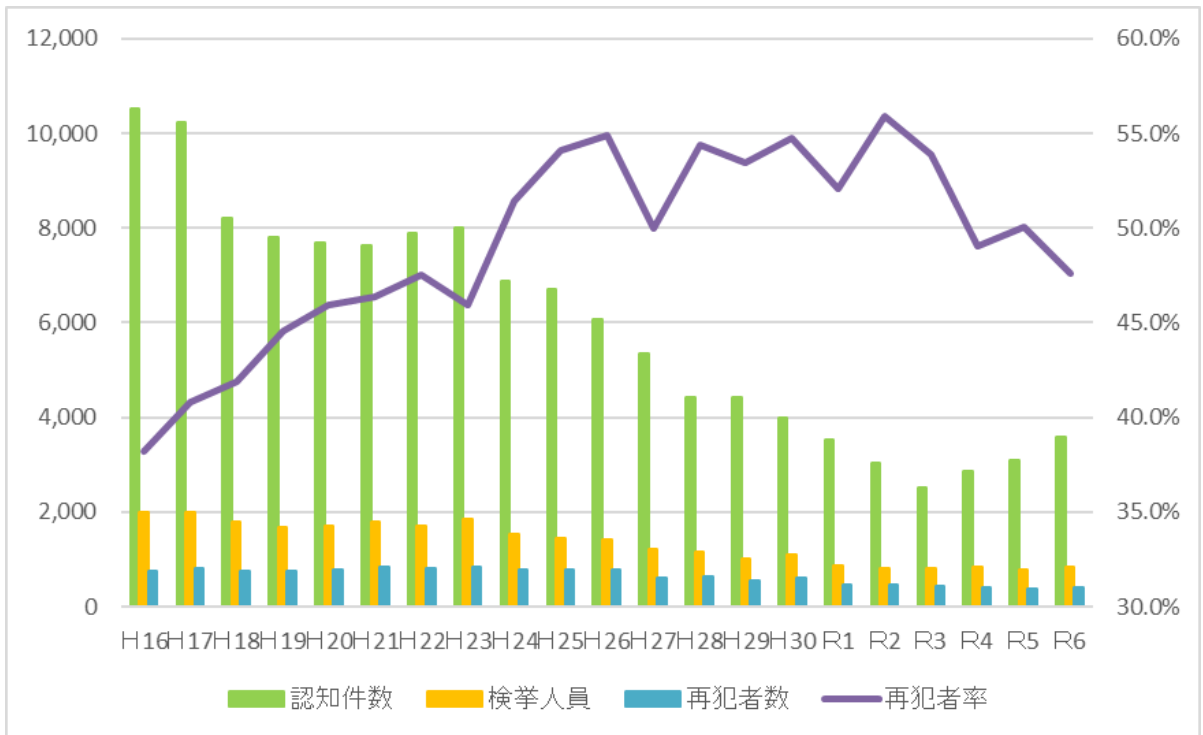
年次	認知件数(人)	検挙人員(人)	初犯者(人)	再犯者数(人)	再犯者率
H16	10,519	1,992	1,231	761	38.2%
H17	10,237	1,993	1,179	814	40.8%
H18	8,215	1,799	1,045	754	41.9%
H19	7,806	1,676	929	747	44.6%
H20	7,692	1,695	916	779	46.0%
H21	7,626	1,786	958	828	46.4%
H22	7,889	1,720	902	818	47.6%
H23	8,022	1,851	1,001	850	45.9%
H24	6,875	1,546	751	795	51.4%
H25	6,712	1,437	660	777	54.1%
H26	6,067	1,428	644	784	54.9%
H27	5,351	1,229	615	614	50.0%
H28	4,436	1,169	533	636	54.4%
H29	4,428	1,007	469	538	53.4%
H30	3,996	1,092	494	598	54.8%
R1	3,540	868	416	452	52.1%
R2	3,050	825	364	461	55.9%
R3	2,507	804	371	433	53.9%
R4	2,877	838	427	411	49.0%
R5	3,086	769	384	385	50.1%
R6	3,599	847	444	403	47.6%

### 刑法犯検挙者数中の再犯者数・再犯者の率の推移（松山市）



● 令和6年の刑法犯の検挙者数は847人となり、前年よりやや微増しました。

### 刑法犯認知件数及び検挙人員の推移（松山市）



● 刑法犯認知件数は、ここ2年は3,000人台で推移しています。

刑法犯検挙人員における再犯者の罪種別内訳（松山市）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
再犯者数	452	461	433	411	385	403
凶悪犯	6	1	3	8	11	10
粗暴犯	116	123	96	101	61	81
窃盗犯	273	270	255	232	239	254
知能犯	20	18	27	28	35	20
風俗犯	6	9	8	9	5	9
その他の刑法犯	31	40	44	33	34	29
凶悪犯	1.3%	0.2%	0.7%	1.9%	2.9%	2.5%
粗暴犯	25.7%	26.7%	22.2%	24.6%	15.8%	20.1%
窃盗犯	60.4%	58.6%	58.9%	56.4%	62.1%	63.0%
知能犯	4.4%	3.9%	6.2%	6.8%	9.1%	5.0%
風俗犯	1.3%	2.0%	1.8%	2.2%	1.3%	2.2%
その他の刑法犯	6.9%	8.7%	10.2%	8.0%	8.8%	7.2%

● 罪種別に見ると窃盗犯が全体の6割以上を占めています。

出典：愛媛県警

## 2-2 第一次松山市再犯防止推進計画

### （計画期間：令和3年度～令和7年度）の振り返り

#### （1）成果指標

松山市の成果指標である「刑法犯検挙者数中の再犯者数の減少」は、令和2年の実績値461人から、計画策定後毎年対前年比で5%ずつの減少を見込むものです。令和3、4、5年と続けて減少してきた中、とりわけ、令和5年は再犯者数が385人となり令和6年での目標値であります386人を下回る数となりました。

令和6年は、認知件数自体が令和5年と比べ、約500人程増加した中、再犯者数も18人の増加となりました。

成果指標	実績値 (R2年)	R3年	R4年	R5年	R6年	目標値 (R6年)
刑法犯検挙者数中の再犯者数の減少 ※基準値から、計画策定後毎年対前年比 で5%ずつの減少を見込む。	461人	<u>433人</u> (△28人) (△6.1%)	<u>411人</u> (△22人) (△5.1%)	<u>385人</u> (△26人) (△6.3%)	<u>403人</u> (18人) (4.8%)	386人

## (2) 参考指標

松山市の協力雇用主数は令和6年12月1日時点で142社、松山保護区の保護司数及び保護司充足率は令和6年12月1日時点で204名・87.6%です。

参考指標	実績値
松山市の協力雇用主数	142社（令和6年12月1日時点）
松山保護区の保護司数及び保護司充足率	204名 充足率87.6% （令和6年12月1日時点）

## (3) 市の主な取組

第一次計画をもとに様々な施策に取り組みました。主な取組は次のとおりです。

### ① 就労・住居の確保

- ・就労支援希望者との個別相談を行うほか、生活習慣の形成・改善や自己理解、職業理解に関するセミナーや就労体験などを通じて、就労自立に向けた支援を行いました。
- ・競争入札参加者資格の追加申請について、申請、競争入札参加者の等級格付を行っている「建設工事」「委託（清掃・警備等）」「委託（測量・建設コンサルタント等）」に登録を希望する市内業者を対象に、既存の加点項目に加え、協力雇用主として法務省保護観察所に登録している場合に加点を行うこととしました。
- ・空き家や空き室を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、有効活用したい所有者に対して登録を働きかけた結果、登録件数・登録戸数ともに大幅に増加しました。
- ・各窓口の相談支援専門員が、障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、本人の希望等を聞きながら条件に合うグループホームや、敷金等の負担が少ない一般住居に入居できるよう支援を行いました。

### ② 保健医療・福祉サービス利用の促進

- ・自立相談支援窓口にて、生活困窮者からの生活、就労、住居等に関する相談を聴き取り、家計改善支援や就労支援、住居確保給付金の支給を行うほか、他制度の案内や関係機関へのつなぎなど、必要な支援を行いました。

### ③ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援

- ・非行により学校に行くことができなくなった中学3年生に対して、週3回自立支援教室を開室し、高校進学に向けた学習支援を行いました。また、授業妨害等の問題行動に対する学校からの要請に基づき、小学校4校、中学校1校に教育指導員を派遣し、見守り活動を行い、児童生徒に対して指導助言を行いました。
- ・土曜夜市では、松山市のアーケード街にたむろする少年への対策として、「愛の声かけパトロール」の協力を行ったほか、松山まつり開催期間中に夜間の巡回活動を行いました。また、三津浜花火大会や森松観月まつり、椿まつりなど巡回を実施しました。

### ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

- ・「こども相談」を開設し、子育て、不登校、いじめ、児童虐待、問題行動、非行、予期せぬ妊娠など、0～18歳のこどもに関する様々な相談に対し関係機関と連携しながら対応しました。また、保育園や学校へリーフレットを配布するほか、ホームページや広報誌などで相談窓口の周知を行いました。

### ⑤ 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進

- ・再任用職員、会計年度任用職員の退職者説明会では、退職者へ保護司の案内資料の配布を行いました。
- ・人権啓発フェスティバル、松山市人権教育研究大会等で、刑を終えて出所した人やその家族への理解を深める資料を配布し、周知啓発を行ったほか、公民館、学校へ配布しました。

### ⑥ 関係機関・更生保護関係団体等との連携強化

- ・国、県、更生保護、福祉就労等の関係機関や学識経験者等で構成する松山市再犯防止推進会議を第一次計画策定後、毎年開催し、施策の検証や評価等を実施してきました。
- ・松山市も会員となっている「矯正施設所在自治体会議」にオンライン出席するなど、各関係機関とネットワークを形成し、情報共有を行うことができました。

#### (4) 今後の主な課題及び注意すべき状況

国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していく必要があります。国の第二次再犯防止推進計画における基本的な方向性のひとつとして、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等との連携を更に強固にすることが明記されました。松山市は地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供していくとともに、今後も6つの項目の重点課題に対し、国・愛媛県、民間協力者等と密に連携し取り組んでいきます。

#### 【参考】国の第二次再犯防止推進計画で明確化された 国・都道府県・市町村の役割分担

##### ①国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。加えて、再犯防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた支援を行う。

##### ②都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

##### ③市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

## 第3 重点課題の取組事項

### 3-1 就労・住居の確保

出所後、再び罪を犯すことのないよう生活基盤の安定を図るため、就労・住居を確保・支援するための取組を進めます。

#### 3-1-1 就労の確保

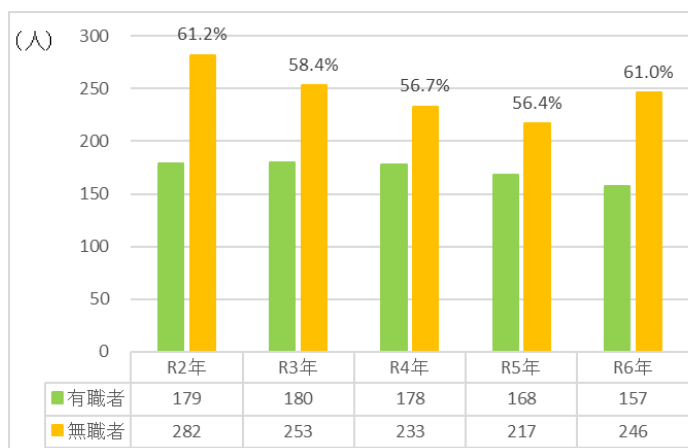
##### (1) 現状と課題

国の統計では、令和4年に刑務所等へ再入所した人の内、約7割が無職であり、本市においても、令和6年において刑務所等を出所後、再び犯罪をして入所した約6割の人が再犯時には無職者となっています。併せて、再犯時の年齢別無職者の割合は、65歳以上の高齢者では約9割近くになっています。

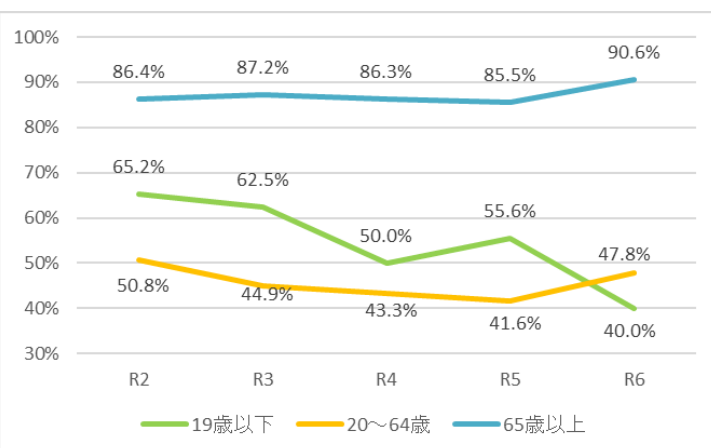
これらのことは、前科があることや高齢者であることなどから、就職先がなかなか見つからず思うような求職活動が進まないことや、たとえ、就職先が見つかったとしても、その後の人間関係が十分に構築することができず、離職に至ると考えられます。不安定な就労を改善するためにも、刑務所出所者等の就労の機会の拡大、協力雇用主の意義や社会的地位の向上、支援制度の普及啓発に努める取組が必要です。

本市の協力雇用主は令和6年12月1日時点で142社です。また、保護司数は、令和6年12月1日時点で204名、充足率は87.6%です。

再犯者の有職者・無職者別割合（松山市）



刑法犯検挙者数中の再犯者の年齢別無職者の割合（松山市）



年次	年齢別(19歳以下)				年齢別(20～64歳)				年齢別(65歳以上)			
	再犯者	有職	無職	無職率	再犯者	有職	無職	無職率	再犯者	有職	無職	無職率
R2	23	8	15	65.2%	313	154	159	50.8%	125	17	108	86.4%
R3	32	12	20	62.5%	276	152	124	44.9%	125	16	109	87.2%
R4	26	13	13	50.0%	261	148	113	43.3%	124	17	107	86.3%
R5	18	8	10	55.6%	243	142	101	41.6%	124	18	106	85.5%
R6	20	12	8	40.0%	255	133	122	47.8%	128	12	116	90.6%

出典：愛媛県警

## (2) 本市の具体的施策

<p><b>保護観察対象少年の雇用</b></p>	<p><b>人事課</b></p>
<p>松山保護観察所など関係機関からの依頼に基づき、協力・連携し、保護観察対象少年を、民間就労へのつなぎを前提に市で任用することを検討します。</p>	
<p><b>農業への就労機会の拡大</b></p>	<p><b>農林水産振興課</b></p>
<p>犯罪や非行をした人を含む新規就農を希望される方には、各種制度の案内や関係機関の紹介などを行っています。今後も愛媛県やJAなどの関係機関とともに、犯罪や非行をした人の就労機会の確保に向けて情報共有していきます。</p>	
<p><b>生活困窮者自立支援制度の就労準備支援</b></p>	<p><b>生活福祉総務課</b></p>
<p>支援希望者との個別相談、生活改善や自己・職業理解に関するセミナーや学習会、職場体験などを通じて、就労自立に向けた支援を実施していきます。</p>	
<p><b>障がい者への就労支援</b></p>	<p><b>障がい福祉課</b></p>
<p>障害者総合支援法に基づき、国や愛媛県、障害福祉サービス事業所（民間団体等）、就労支援専門員（福祉・子育て相談窓口を設置）などの関係機関等と連携しながら、就労に関するサービスを提供します。あわせて、必要に応じ、ハローワークや愛媛障害者職業センター等と連携し、一般企業等への就労を支援します。</p>	
<p><b>協力雇用主の社会的評価の向上</b></p>	<p><b>契約課</b></p>
<p>競争入札参加者資格の本申請での、申請、競争入札参加者の等級格付を行っている「建設工事」「委託（清掃・警備等）」「委託（測量・建設コンサルタント等）」に登録を希望する市内業者を対象にした既存の加点項目や、協力雇用主として法務省保護観察所に登録している場合での加点の実施など、様々な取組で公共調達に関する協力雇用主の社会的評価の向上に努めます。</p>	
<p><b>新たな協力雇用主等確保のための情報提供</b></p>	<p><b>ふるさと納税・経営支援課</b></p>
<p>「松山しごと創造センター」などに協力雇用主への支援制度等についてのリーフレットを設置し、関係機関に周知するなどして、新たな協力雇用主の開拓に努めます。</p>	
<p><b>矯正施設在所中のマイナンバーカード申請方法の情報提供</b></p>	<p><b>市民課</b></p>
<p>出所後に必要なサービスの申請や、就労、住居の契約を柔軟に行えるよう、要請に応じて、本人確認書類として使えるマイナンバーカードの申請方法を矯正施設在所中に情報提供を行います。</p>	

### (3) 国や県の取組

#### (3) -1 国の主な取組

「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定。)に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練の実施、矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・確保、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んでいます。

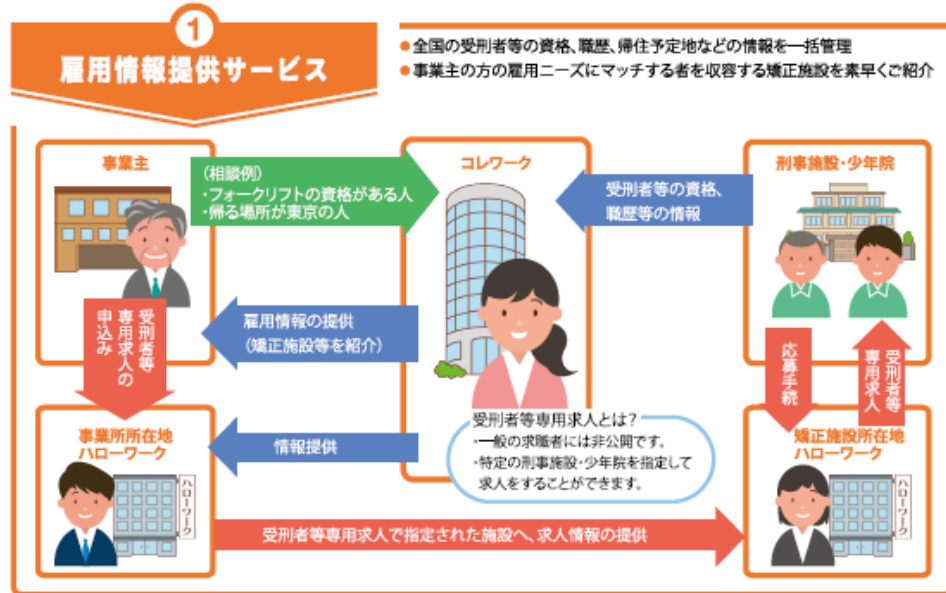
#### (3) -2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
就労に必要な基礎知識や技能等の習得	県立産業技術専門学校で、就職のために必要な技能等の習得に向けた職業訓練を実施し、松山保護観察所等関係機関と連携し、早期の就労に結び付けるための支援を行います。
就職や職場定着に向けた相談・支援の取組	関係機関と協力し、支援対象者個々の特性や実情に応じた就労支援事業へのコーディネートを行います。また、就労後は生活安定に向けてフォローアップなどを行い立ち直りを支援します。
協力雇用主の確保等	関係機関と連携し県内事業者等に対し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。
事業者の更生保護活動に対する支援	協力雇用主を始め事業者に対して犯罪をした者等の職業体験や雇用など、更生保護活動への支援を促し、また、関係機関と連携し研修会を開催します。
福祉的な支援が必要な人に対する就労支援	県地域生活定着支援センターや障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により福祉的就労につなげます。
一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	生活困窮者の就労準備支援事業等で、一般就労に向けた技法や知識の習得を支援します。

## コレワーク（矯正就労支援情報センター室）

コレワークは、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に採用手続のためのお手伝いをさせていただきます！

# コレワークの3つのサービス



## その他の支援サービス

### ● 雇用支援セミナー

刑務所出所者等の雇用にご関心をお持ちの事業主や関連団体の方々に対し、雇用に関する手続や各種支援制度に関する説明会を実施

### ● 個別相談会

刑務所出所者等の雇用に関する不安や疑問等に、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主の方が個別に相談対応



### 3-1-2 住居の確保

#### (1) 現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画では、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者等の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかなように適切な帰住先の確保は、地域社会で安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つであると明記されています。高齢者、障がい者等、直ちに自立した生活を送ることに困難を抱えた人が社会から孤立することなく安心して暮らせるよう、状況に応じた住居の確保が重要です。

#### (2) 本市が取り組む施策

市営住宅での受入れ	住宅課
高齢者、障がい者、DV被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、優先的に入居できるよう優遇しています。また、入居時に連帯保証人の確保が困難な方については、状況等確認の上で、連帯保証人の免除または猶予を行っていきます。	
犯罪をした者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及や支援等	住宅課
法に基づき保護観察対象者及び更生緊急保護対象者といった住宅確保要配慮者の方が入居を拒まれない民間賃貸住宅の周知啓発を推進します。	
愛媛県居住支援協議会と連携した住宅の確保に配慮が必要な人への支援	住宅課 生活福祉総務課 長寿福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 保健予防課
愛媛県及び県内20市町の住宅部局及び福祉部局、家主、NPO法人等民間協力団体、宅建協会等から構成される愛媛県居住支援協議会と連携・協力し、住宅確保要配慮者に寄り添ったきめ細やかな支援について充実を図ります。	
生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給	生活福祉総務課
離職等により、住居を喪失又は喪失するおそれのある方が、安心して求職活動ができるよう、原則3か月を限度に家賃相当額を給付し、支援期間中は、就労支援員等が離職者の早期就労へ向けた支援を行います。また、同一世帯に属する者の死亡、離職等により、収入が大きく減少し、家賃を支払い続けることが困難な方に対し、家計の改善のために、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、転居費用の一部を給付します。	

高齢者への住居確保の情報提供や支援	長寿福祉課
地域包括支援センター等と連携し、支援や援助の必要に応じて養護老人ホーム等の入所できる施設の情報を提供します。	
障がい者への住居確保の情報提供や支援	障がい福祉課
各窓口の相談支援専門員が、障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるように住居の確保を支援・援助します。	
要介護者への住居確保の情報提供や支援	長寿福祉課
施設の入所について、地域包括支援センター、介護事業所、医療機関などの関係団体、国や県と連携して住居の確保を支援・援助します。	
矯正施設在所中のマイナンバーカード申請方法の情報提供【再掲】	市民課
出所後に必要なサービスの申請や、就労、住居の契約を柔軟に行えるよう、要請に応じて、本人確認書類として使えるマイナンバーカードの申請方法を矯正施設在所中に情報提供を行っています。	

### (3) 国や県の取組

#### (3) - 1 国の主な取組

国は、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域での生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討を進めてきました。

#### (3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援	一時生活支援事業により県下全域を対象として一定期間の宿泊場所や衣食提供を行います。
賃貸住宅の供給促進	愛媛県居住支援協議会と連携し安定した住居確保を図ります。
公営住宅への受け入れ	松山保護観察所など関係機関と連携し、県営住宅への支援対象者の優先入居について検討します。
一時的な居場所の確保	自立準備ホーム制度の必要な情報発信を行います。

## 3-2 保健医療・福祉サービス利用の促進

出所後に自立に向けて安定した生活を実現するために支援が必要な人に対してスムーズに保健医療・福祉サービスを受けられるよう取り組みます。

### (1) 現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

また、警視庁が発表した「令和5年組織犯罪対策に関する統計」では大麻による検挙人員が6,482人となり、統計開始後、過去最高となりました。

あわせて、高齢者や知的障害のある者、薬物依存の問題を抱える者等福祉的ニーズを抱える者や性犯罪者の再犯防止のための支援を必要とする者などを的確に把握していく必要性や、本人が希望しないことにより支援が実施できない場合があります。

支援の充実に向けて公的機関と民間関係団体などとの連携強化を図る必要があることなどの課題がある中、関係機関等が高齢又は障がい、薬物依存などにより福祉的支援を必要とする出所者等に対し相互に連携し、必要な保健医療や福祉サービスを受けることができるよう、手厚く、切れ目のない支援・援助体制を構築していくことが重要です。

### (2) 本市が取り組む施策

生活困窮者自立支援制度等を利用した出所後の相談や支援	生活福祉総務課
生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し相談を受け付け、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給や、他制度の案内や関係機関へのつなぎなど必要な支援を行います。	
高齢者へのサービスを円滑に受けるために必要な情報提供や支援	長寿福祉課
地域包括支援センター等と適宜連携し、独居高齢者の見守りや、健康の維持・管理、保健・福祉・医療の向上のための様々な相談や支援を実施します。	
障がい者へのサービスを円滑に受けるために必要な情報提供や支援	障がい福祉課
各窓口の相談支援専門員が、障がいのある方が必要とする障害福祉サービスを適切に受けられるよう、利用可能なサービスを説明するとともに、事業所の紹介やサービスの利用申請手続などを支援していきます。	

要介護者へのサービスを円滑に受けるために必要な情報提供や支援	長寿福祉課
地域包括支援センターや介護事業所、医療機関などの関係団体、国や県と連携して必要な保健医療・福祉サービスが受けられるよう総合的に支援・援助します。	
薬物依存症者等に対する支援団体への支援	保健予防課
愛媛県や医療関係機関等と連携・協力を図り、併せて、えひめダルク等薬物やアルコール依存症者等の支援団体に必要な支援を行います。	
薬物依存症者等やその家族に対する支援	保健予防課
松山保護観察所や医療機関と連携し、薬物やアルコール依存症者等とその家族などの相談に応じ、状況に適した必要なサービスへのつなぎなど支援・援助します。	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	医事薬事課
国、県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、啓発や周知、募金活動に協力します。	
薬物乱用防止教室の開催	市民防災安全課
市内の小・中学生を対象に、たばこや大麻などの薬物に関する正しい知識を身につけてもらうため、愛媛県警察と連携・協力して薬物乱用防止教室を実施します。	

### (3) 国や県の取組

#### (3) - 1 国の主な取組

刑務所出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、出所者等で帰住先が確保されていない高齢者や障がいのある人等が、必要な保健医療や福祉のサービスを円滑に利用できるよう、矯正施設及び更生保護施設に社会福祉士の資格を有する福祉専門員を配置するとともに、矯正施設、保護観察所、愛媛県地域生活定着支援センターが連携し、出所後の支援につなげる特別調整の取組を行っています。

松山地方検察庁においては、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢や障がいなどにより福祉的支援が必要で、支援を行うことが適当と判断された人のうち、保護観察所による勾留中の被疑者に対する生活環境の調整の結果、更生緊急保護の手続によることが相当と認められる人については、保護観察所と連携した対応をとり、同手続きによることができないときは、社会福祉士から助言を受けるなどして、地域の福祉サービスにつなげる取組（入口支援）を実施しています。

薬物依存についても、矯正施設・保護観察所での一貫した専門的プログラムを開発し、薬物依存離脱指導や、社会に出た後の指導として薬物再乱用防止プログラムを実施しています。

### (3) -2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
福祉的支援の実施体制の充実	市町、地域包括支援センター等、刑事司法関係機関や民間団体等と協力し、支援対象者の社会参加や地域での居場所づくりの促進に向けたネットワークづくりに努めます。
保健医療・福祉サービスの提供	国、地方公共団体、関係機関、民間協力者等の地域ネットワークの構築等を行い、情報共有や意見交換する場を設け相互理解を図り、全ての支援対象者及びその家族等が円滑に相談できるよう、連携を維持、発展させます。
薬物依存症に関する広報・相談支援の充実	薬物依存症に関する相談窓口や治療可能な医療機関などについて関係機関を通じて周知し、薬物依存者が適切な支援を受けられるように努めます。
治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実	専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど医療の提供体制を整備し、ネットワーク化を図ります。
関係機関・団体等の連携強化	自助グループを含む民間支援団体との連携を推進し、その活動を支援します。

### 3-3 非行の防止及び学校等と連携した修学支援

地域での非行の未然防止や学校などと連携した修学支援を進めていきます。

#### (1) 現状と課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、入所受刑者の33.8%は、高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しており、また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退している状況にあります。

県内唯一の少年院である松山学園が収容者数減少と施設老朽化を理由に廃止となり、四国少年院（香川県）に機能移譲されました。昨今、少年犯罪は減少傾向にありますが、今後も矯正施設である松山少年鑑別所や、学校等の教育機関等との連携の下、非行や犯罪等の未然防止に取り組むとともに、非行等による修学の中断を防止し、立ち直りの支援を進めることも再犯防止にとって重要です。

## (2) 本市が取り組む施策

「こども相談」での助言や支援	こども相談課
<p>「こども相談」により、子育てや不登校、いじめ、児童虐待、問題行動や非行など、0～18歳のこどもに関する様々な相談を受け付け、各関係機関と連携・協力し、必要な助言や支援を行います。あわせて、保育園や学校などへリーフレットを配布したり、ホームページや広報誌などでの周知・啓発を図ります。</p>	
非行等を理由とする修学中断の防止	教育支援センター 事務所
<p>非行や問題行動などによる不登校又はその傾向にある小・中学校の児童・生徒を対象として「松山市自立支援教室」を運営し、学習や体験活動を通して自立や学校生活への復帰を支援・援助します。あわせて、非行や問題行動に対し、学校からの要請に基づく教育指導員等の派遣や関係機関と連携・協力し、指導助言を行います。</p>	
関係機関と連携した青少年の非行防止活動の推進等	教育支援センター 事務所
<p>警察、学校などの関係機関や青少年の非行防止活動に関係する団体、松山市育成支援委員などと連携しながら、街頭の巡回や見守り活動・広報啓発活動等により、非行防止及び健全育成に取り組めます。</p>	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 【再掲】	医事薬事課
<p>国、県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、啓発や周知、募金活動に協力します。</p>	
薬物乱用防止教室の開催 【再掲】	市民防災安全課
<p>市内の小・中学生を対象に、たばこや大麻などの薬物に関する正しい知識を身につけてもらうため、愛媛県警察と連携・協力して薬物乱用防止教室を実施します。</p>	

### (3) 国や県の取組

#### (3) -1 国の主な取組

「松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所内）」では、少年や保護者等から、非行等や問題行動などの相談に応じているほか、児童相談所、学校等教育機関や関係機関、団体等と連携を図り、地域社会での非行、犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動支援を行っています。

#### (3) -2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
学校における適切な教育・指導の実施	スクールライフアドバイザーを県立高等学校等に配置、生徒や保護者、教員に対する相談活動を充実させるとともに、地域と学校との連携や学校等の相談体制の整備を支援します。
地域における少年の立ち直り支援	松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所内）等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力の向上に努めます。
学校や地域における学び直しのための支援	自立援助ホームに入居中で学校教育が中断している少年への入学などによる学び直し支援や、中途退学した生徒へのその後の再修学に関する情報提供などを行います。
少年院・保護観察所等と連携した取組の検討	少年院在院中又は出院後に復学する者等について、矯正施設、保護観察所と学校関係者との連携を密にし、ケース検討会を実施するなど、円滑な学びの継続を図ります。

# 松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所内）

## 非行や問題行動の相談

少年・成人を問わず、ご家族の非行や問題行動などでお困りの方から、ご相談を受けております。個人情報を守られますので、まずはお気軽にお電話ください。



## 講演・研修

教育・福祉・医療・司法等の関係機関・団体の皆様の研修会や講演会などで、非行や思春期の子どもの行動理解と教育・指導法などについて、分かりやすく説明します。



相談面接室



相談療法

## 法教育・出前授業

非行少年に関する司法制度や法秩序の重要性などについて、児童・生徒さん向けの出前授業を行うほか、教職員の皆様への研修もお受けしています。

※ 法教育とは、法や司法制度の理解を進めるとともに、法的なものの考え方や社会を生きる上での判断力等を育む教育をいいます。

法教育マスコットキャラクター「ボウリス君」  
(法務省 法教育推進協議会)



## 心理検査の実施

ご依頼により心理検査や適性検査を行います。その結果は、子どもさんご本人や保護者の方にも分かりやすく説明します。



## 松山法務少年支援センター

は地域社会における非行及び犯罪の防止や青少年の健全育成のため、次のような援助を無料で行っています。

### 非行や問題行動の相談

### 法教育や出前授業

### 講演・研修・施設見学

このほかの活動や具体的な内容については、お気軽にお問い合わせください。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を含めたもので、芽を育て、花を咲かせるために、いろいろな要素を混ぜたことをイメージとして、7色のしずくを採らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

## 【ACCESS】



- JR 三津浜駅から徒歩 10 分
- 伊予鉄衣山駅から徒歩 25 分
- JR 松山駅から車で 15 分
- 松山 IC から車で 30 分

## 問い合わせ先

松山法務少年支援センター  
(青少年こころの相談室)

〒791-8069  
松山市吉野町 3860  
松山少年鑑別所

電話：089-952-2846

受付：月曜日から金曜日(平日)  
午前 9 時～午前 12 時  
午後 1 時～午後 5 時



お気軽にお電話ください

## 松山法務少年支援センター (青少年こころの相談室)

TEL (089)952-2846

お気軽にお電話ください

## (松山少年鑑別所)



愛媛県イメージアップキャラクター 登録番号 403033  
みきゃん、ぬこみきゃん、ぶーおみきゃん

### 3-4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

#### (1) 現状と課題

家庭環境、経歴、心身の状況、交友関係、経済状況など出所者等一人ひとりの特性に応じた指導や支援の充実を推進していきます。

出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと犯罪の背景にある事情は様々です。

犯罪や非行内容に加え、それぞれ一人ひとりの家庭環境、経歴、心身状況、交友関係や経済的状況などを把握した上で、各関係機関との連携により、特性に応じた効果的な支援・指導を行うことが大切です。

#### (2) 本市が取り組む施策

松山市男女共同参画推進センターでの女性相談及び男性相談による助言や支援	人権・共生社会推進課
松山市男女共同参画推進センター（コムズ）では、女性及び男性相談の窓口を設置し、電話や面談で男女の特性に応じた家族関係、社会での人間関係等様々な相談に応じており、必要な助言をし支援につなぎます。	
非行のある少年等の社会貢献活動への協力	市民生活課
松山保護観察所が実施する、非行のある少年等の立ち直りを支援する社会貢献活動に更生保護関係団体と共に協力していきます。	
薬物乱用防止教室の開催 【再掲】	市民防災安全課
市内の小・中学生を対象に、たばこや大麻などの薬物に関する正しい知識を身につけてもらうため、愛媛県警察と連携・協力して薬物乱用防止教室を実施します。	

「こども総合相談」での助言や支援【再掲】	こども相談課
<p>「こども相談」により、子育てや不登校、いじめ、児童虐待、問題行動や非行など、0～18歳のこどもに関する様々な相談を受け付け、各関係機関と連携・協力し、必要な助言や支援を行います。あわせて、保育園や学校などへリーフレットを配布したり、ホームページや広報誌などでの周知・啓発を図ります。</p>	
非行等を理由とする修学中断の防止【再掲】	教育支援センター 事務所
<p>非行や問題行動などによる不登校又はその傾向にある小・中学校の児童・生徒を対象として「松山市自立支援教室」を運営し、学習や体験活動を通して自立や学校生活への復帰を支援・援助します。あわせて、非行や問題行動に対し、学校からの要請に基づく教育指導員等の派遣や関係機関と連携・協力し、指導助言を行います。</p>	
関係機関と連携した青少年の非行防止活動の推進等【再掲】	教育支援センター 事務所
<p>警察、学校などの関係機関や青少年の非行防止活動に関係する団体、松山市育成支援委員などと連携しながら、街頭の巡回や見守り活動・広報啓発活動等により、非行防止及び健全育成に取り組みます。</p>	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動【再掲】	医事薬事課
<p>国、県、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターと連携し、啓発や周知、募金活動に協力します。</p>	

### (3) 国や県の取組

#### (3) - 1 国の主な取組

性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図り、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施しています。あわせて、刑事司法関係機関でのアセスメント機能の強化や、社会福祉士の協力を得て福祉支援につなげるなど、適切なアセスメントも実施しています。

#### (3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	<p>保護処分の審判を受けた触法少年については、特性に応じて松山法務少年支援センターや保健・医療機関等の関係機関とも協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行います。</p> <p>※触法少年・・・14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年です。 (少年法第3条第1項第2号)</p>

一人で悩まず相談を



## 少年サポートセンターとは？

愛媛県警察少年サポートセンターとは、警察本部人身安全対策・少年課内にあり、少年の非行防止・健全育成を果たすための組織です。

少年サポートセンターでは、少年の特性に関し専門的な知識や技能を有している少年補導職員（臨床心理士を含む）等が配置され、子どもを非行や犯罪被害から守る活動を行っています。

どのような業務をおこなっているの？



主な業務は、

### 1 少年相談活動

少年や保護者からの非行問題、交友関係、学校問題などの悩みや困りごと相談

### 2 街頭補導活動

少年担当警察官、少年補導職員及び民間ボランティアの方々と連携した街頭補導活動

### 3 立ち直し支援

非行に走った少年や非行に走りかねない少年に対する継続的な支援や、性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対する精神的なダメージの回復や軽減に向けた支援活動

警察署に行きにくいな、と思っている方には  
松山市青少年センター2階に

少年サポートセンター分室(通称 ひめごぼ)

もあります。



\*\*\*\*\*

《少年に関するご相談は・・・》

愛媛県警察少年サポートセンター

所在地 松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部人身安全対策・少年課内

電話 089-934-0110 (警察本部代表電話)

\*\*\*\*\*

### 3-5 民間協力者の活動の促進や広報・啓発活動の推進

更生保護関係団体の活動への協力や連携を推進し、地域での犯罪をした者等の社会復帰の援助などの立ち直りの支援に取り組みます。

#### (1) 現状と課題

保護司会や更生保護女性会等の民間協力者の活動は「持続可能な社会」・「インクルーシブな社会」の実現に欠かせない尊いものでもあり、社会で高く評価されるべきものです。

今後も更生保護関係団体の活動促進に協力するとともに、より多くの民間協力者にも再犯防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行いつつ、社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。犯罪をした者等の立ち直りを支援するためには、地域社会全体で理解を促進していくことが重要です。

#### (2) 本市が取り組む施策

矯正展への参加	市民生活課
松山刑務所作業製品の展示即売会や、矯正行政及び刑務作業の広報を行うなど、地域の皆さんの理解促進を目的に開催している「矯正展」に、様々な形で参加、協力します。	
更生保護関係団体の活動の周知・啓発	市民生活課
本市で再犯防止推進のために活動している更生保護関係団体等の様々な活動について市のホームページでお知らせするなど周知啓発を行います。	
自立準備ホームの周知・啓発	市民生活課
出所後直ちに適当な帰住先を見つけることが困難な人が、自立した生活ができるまでの間に一時的に生活することができる自立準備ホームについて、市のホームページ等でお知らせするなど必要な情報発信を行い、制度の周知や登録数の増加につながるよう協力します。	

<p>「社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」での周知・啓発</p>	<p>市民生活課</p>
<p>「社会を明るくする運動強調月間」で、松山地区保護司会を中心に更生保護関係団体や地域関係団体等が取り組んでいる様々な活動の周知啓発等に協力します。 また、毎年7月の再犯防止啓発月間に、各種会議や、市ホームページ等で、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。</p>	
<p>保護司適任者確保への啓発・協力</p>	<p>市民生活課</p>
<p>町内会長、自治会長などを通じて減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に地域での保護司適任者の勧誘の機会を設けます。また、市職員にも保護司の存在意義や活動について周知・啓発するとともに、推薦や立候補の呼びかけを行います。あわせて保護司が行う面接の安全を確保し活動しやすくするために場所の提供にも協力します。</p>	
<p>保護司適任者確保への啓発・協力</p>	<p>職員厚生課</p>
<p>毎年開催されている市職員の退職者説明会で、減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に、保護司の存在意義や活動について周知するとともに、推薦や立候補を呼び掛ける機会を設けます。</p>	
<p>「刑を終えて出所した人」の人権を守るための人権学習会等の実施</p>	<p>人権・共生社会推進課</p>
<p>地域社会など周囲の人々が刑を終えた人への理解を深められるよう、人権学習会等で、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を行います。</p>	



「社会を明るくする運動」松山フォーラム2024の様子

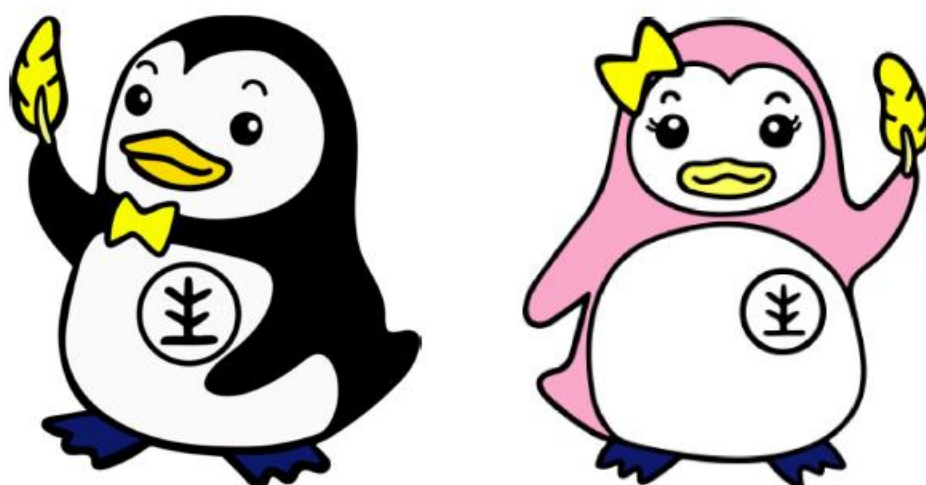
### (3) 国や県の実施

#### (3) -1 国の主な実施

民間ボランティアの活動促進を図るため、研修会等の開催や、広報の充実、更生保護関係団体の活動を体験する機会の提供のほか、保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置の推進を図ってきました。松山保護観察所では、愛媛県保護司会連合会と協力し、地域の関係機関・団体、民間企業等に対し、保護司セミナーを開催し、保護司活動等について紹介するとともに、保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司適任者を確保する間口の拡大及びそれら団体等の保護司活動への協力を促す取組を行っています。

#### (3) -2 県の主な実施

基本的な方向性	具体的な実施
民間ボランティアの活動に係る支援	就労、修学、福祉等に関する相談窓口や指導・支援内容に応じた専門機関・制度等を整理したチラシを社会復帰支援機関に配布し支援します。
更生保護活動者に対する顕彰	功績のあった少年補導委員や保護司に対して感謝状を贈呈します。
広報・啓発活動の推進	矯正施設等が実施する施設見学会や地域交流事業等への参画、県民への広報に協力します。



更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん

### 3-6 関係機関・更生保護関係団体等との連携強化

支援が必要な犯罪をした者等を誰一人取り残すことがないよう国、県、関係機関等が適切な役割分担の下、協力・連携し再犯防止推進への取組を進めます。

#### (1) 現状と課題

本市では、保護司会や更生保護女性会、愛媛県更生保護会、BBS会、愛媛県就労支援事業者機構など多数の更生保護関係団体の方々が活動されています。しかし、近年の社会情勢を背景に、保護司などの民間ボランティアが高齢化・減少傾向にあるという課題があります。

今後も、国や愛媛県、関係機関や更生保護関係団体と連携し、適切な役割分担の下、円滑に支援が受けられるように再犯防止推進に取り組むことが重要です。

#### (2) 本市が取り組む施策

出所者等への必要な支援やサービスの案内	市民生活課
松山保護観察所が実施している地域援助（保護観察終了又は刑務所等から出所した後、地域の中で困っている人やその家族、関係機関の支援者からの相談に応じ、必要な支援を行うこと）に対し連携しながら支援するなど、矯正施設や更生保護施設「愛媛県更生保護会」等と今後も継続し連携して取り組みます。	
関係機関と更生保護関係団体等とのネットワーク形成の推進	市民生活課
各関係機関や愛媛県と連携し、矯正施設の心理や教育等の専門職員や、更生保護関係団体等との交流の機会を設け、ネットワークの形成を推進していきます。	
松山市再犯防止推進会議の開催	市民生活課
松山市再犯防止推進会議を必要に応じて開催し、計画に盛り込まれた施策の実施や進捗状況について情報を共有し、併せて、再犯防止に係る課題や対策について検討します。	
全国の自治体や矯正施設所在自治体とのネットワーク形成の推進	市民生活課
法務省主催の「市町村再犯防止等推進会議」や、本市が会員となっている「矯正施設所在自治体会議」からの情報を共有し、再犯の防止等の推進に関する施策の企画や実施などの課題等についてネットワークを形成し、連携・協力を図ります。	

愛媛県内の自治体とのネットワーク形成の推進	市民生活課
愛媛県の再犯防止推進に関する会議や研修会に出席し、県内の再犯の防止に関する施策や課題などについて情報共有を行い、ネットワークを形成し、連携・協力を図ります。	
矯正施設への除籍本の提供	中央図書館 事務所
松山市立中央図書館で不要となった除籍本を、入所者の矯正教育や更生に役立てるため、矯正施設からの要望により無償で提供します。	
更生保護関係団体の活動への協力	市民生活課
本市が提供する松山地区更生保護サポートセンターを、保護司会、更生保護女性会、BBS会が地域での更生保護活動の拠点とすると共に、本市で再犯防止推進のために行き組まれている更生保護関係団体等と連携・協力していくことで、安全・安心なまちづくりを目指します。	
「刑を終えて出所した人」の人権を守るための人権学習会等の実施 【再掲】	人権・共生 社会推進課
地域社会など周囲の人々が刑を終えた人への理解を深められるよう、人権学習会等で、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を行います。	
矯正展への参加【再掲】	市民生活課
松山刑務所作業製品の展示即売会や、矯正行政及び刑務作業の広報を行うなど、地域の皆さんの理解促進を目的に開催している「矯正展」に、様々な形で参加、協力します。	
保護司適任者確保への啓発・協力 【再掲】	市民生活課
町内会長、自治会長などを通じて減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に地域での保護司適任者の勧誘の機会を設けます。また、市職員にも保護司の存在意義や活動について周知・啓発するとともに、推薦や立候補の呼びかけを行います。あわせて、保護司が行う面接の安全を確保し活動しやすくするために場所の提供にも協力します。	

保護司適任者確保への啓発・協力 【再掲】	職員厚生課
<p>毎年開催されている市職員の退職者説明会で、減少傾向にある保護司を新たに志す人の増加を目的に、保護司の存在意義や活動について周知するとともに、推薦や立候補を呼び掛ける機会を設けます。</p>	
社会を明るくする運動強調月間」及び「再犯防止啓発月間」での周知・啓発 【再掲】	市民生活課
<p>「社会を明るくする運動強調月間」で、松山地区保護司会を中心に更生保護関係団体や地域関係団体等が取り組んでいる様々な活動の周知啓発等に協力します。また、毎年7月の再犯防止啓発月間に、各種会議や、市ホームページ等で、再犯防止についての広報活動を集中的に実施します。</p>	
矯正施設在所中のマイナンバーカード申請方法の情報提供 【再掲】	市民課
<p>出所後に必要なサービスの申請や、就労、住居の契約を柔軟に行えるよう、要請に応じて、本人確認書類として使えるマイナンバーカードの申請方法を矯正施設在所中に情報提供を行います。</p>	

### (3) 国や県の取組

#### (3) - 1 国の主な取組

矯正施設入所者が出所後、自立した生活を送ることができるよう、司法手続中に、関係機関や更生保護関係団体と連携し就労支援や住居の確保、必要な矯正教育、福祉サービスへのつながりを行っているほか、法務省主催の各種研修や会議の開催、再犯防止等に関する施策を総合的に立案・実施する財政面を含めた必要な支援を行っています。

#### (3) - 2 県の主な取組

基本的な方向性	具体的な取組
国、民間団体等との連携強化への取組	国、市町、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」を開催し、継続的な連携を図ります。
市町と連携した施策の推進	再犯防止について市町と連携して啓発に取り組みます。

### 3-7 更生保護関係団体の取組事項

#### 松山地区保護司会

##### (団体の紹介)

松山地区保護司会は、愛媛県の中心地区の松山市及び東温市の2つの市にまたがる地区会です。保護司の定数は233名ですが、現在の保護司数は約200名です。松山地区保護司会の中は、地域別に第1分区から第12分区、北条分区及び中島分区の14分区に分かれている稀有な大世帯の地区会となっています。

昭和27年の地区会発足当時は松山の東地区、松山の西地区の2つの地区会でしたが、昭和37年に合併して現在の松山地区保護司会の規模となりました。その後の市町村合併の結果、現在は松山市及び東温市の2つの市にまたがる松山地区保護司会となっています。

##### (組織と活動内容)

14分区の分区長が理事となり、理事会を構成。理事の中から会長1名を選出し、会長が選出された分区は新分区長を選出します。

また理事の中から4名の副会長を選出。監事は2名。

地区会に総務部会、犯罪予防活動部会、研究・研修部会及び協力組織部会の4つの専門部会があり、各分区から1名が参加しています。14名の会員の中から、部会長・副部会長を選出。地区会の4名の副会長は、4つの専門部会の担当部長としてアドバイザー的な役割を担っています。

##### 【各部会の役割】

総務部会	総会及び顕彰式典を実施
犯罪予防活動部会	社会を明るくする運動を担当し、松山フォーラム等を運営
研究・研修部会	保護観察所とともに3回の地域別定例研修を開催し、1回の自主研修会を運営
協力組織部会	更生保護女性会、BBS会等との連携協力

平成28年10月3日、竹原町浄水場事務所2階へ松山地区更生保護サポートセンターを開設して以降は、企画調整保護司が常駐し松山地区保護司会の運営に関わっています。



松山地区保護司会総会

## 松山地区更生保護サポートセンター (平成28年10月開設)

開所日 月曜日～金曜日(年末年始・国民の休日等を除く)  
 開所時間 午前9時～午後4時  
 住所 愛媛県松山市竹原2丁目7-30  
 電話 089-916-4109 / FAX 089-904-1126



サポートセンター外観

### サポートセンター紹介

- サポートセンターの主な利用団体等  
更生保護女性会  
BBS会
- サポートセンターで行っている会議等
  - 役員会、理事会、専門部会等会議
  - サポートセンターミニ講演会の実施(SST研修など)
  - 分区会



事務所入口



ロビー



事務所



面接室



会議室

## 更生保護活動の拠点となる松山地区更生保護サポートセンター

### Q 保護司ってどんなボランティアですか？

A 保護司は、法務大臣から委嘱されたボランティアで、全国に約4万6千人います。給与は支給されませんが、活動にかかる実費(交通費など)は支給されます。

### Q 保護司になったら、どんな活動をするのですか？

A 保護司は、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、地域の方々に立ち直し支援への理解と協力を求める「地域活動」の2つの活動を主に行っています。

#### □ 処遇活動

処遇活動の中核は、「保護観察」です。保護観察は、犯罪や非行をして保護観察を受けている人と月に2～3回程度面接をし、彼らの相談に乗ったり、約束事を守るように指導したりします。

保護観察は、犯罪者処遇の専門家、国の職員である「保護観察官」と地域のボランティアである「保護司」が二人三脚で行っています。



#### □ 地域活動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」を行っています。

同運動において、住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に積極的に取り組んでいます。

また、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携して活動をしたりしています。



### Q 保護司になりたいけど、どうすれば良いですか？

A 保護司になるには、一定の要件を満たす必要があります。まずは、最寄りの保護観察所にご相談ください！



全国の保護観察所一覧

## 松山地区更生保護女性会

### (団体の紹介)

昭和27年5月、少年更生保護婦人会として「青少年に母の愛を」のスローガンを掲げて発足し、呼称は変わりましたが、活動の目的は、女性として、母の立場として更生保護のボランティア団体として定着しました。順次、ほとんどの地域に支部を設置し、現在17支部、700名程度の会員で活動をしています。

三者宣言に沿って、矯正施設・更生保護施設等との連携を図りながら、それぞれの支部の特徴をいかした活動を行っています。

活動の財源は、会員会費と物品販売に合わせ松山市・他団体からの助成金と篤志家による賛助会費です。

### (活動内容)

- ・ 松山刑務所 矯正展・運動会への参加、毎月の誕生会への訪問
- ・ 更生保護施設雄郡寮 ガレージセールの主催  
月1回の夕食支援（手づくりでおふくろの味を）
- ・ 社会貢献活動 平成24年度から松山地区単独で創生60周年を記念して城山公園さくら広場の除草作業を松山保護観察所の協力を得て継続しています。
- ・ 広報紙 平成19年度に“まつやま更女だより”を創刊し、令和6年で18号となります。
- ・ 会員相互の親睦 年に1度の会員1日研修旅行、恒例の新年会は大勢の参加で盛り上がります。  
理事研修は各地の刑務所・少年院・更生保護施設等を訪問し実態を知識として得ています。
- ・ 社会を明るくする運動 ミニ集会等の各支部での取組は、支部の特色をいかし様々です。  
社会を明るくする運動の啓発看板の設置

### (今後について)

創立70周年を経て、これからも「支えあい、共に輝きその先へ」のスローガンのもとに、更生保護の理解と地域の安全安心に一躍を担い、犯罪や非行のない明るい社会を築くボランティア会員を募っていきたいです。



松山地区更生保護女性会のみなさん



城山公園での社会貢献活動の様子

## 更生保護法人 愛媛県更生保護会

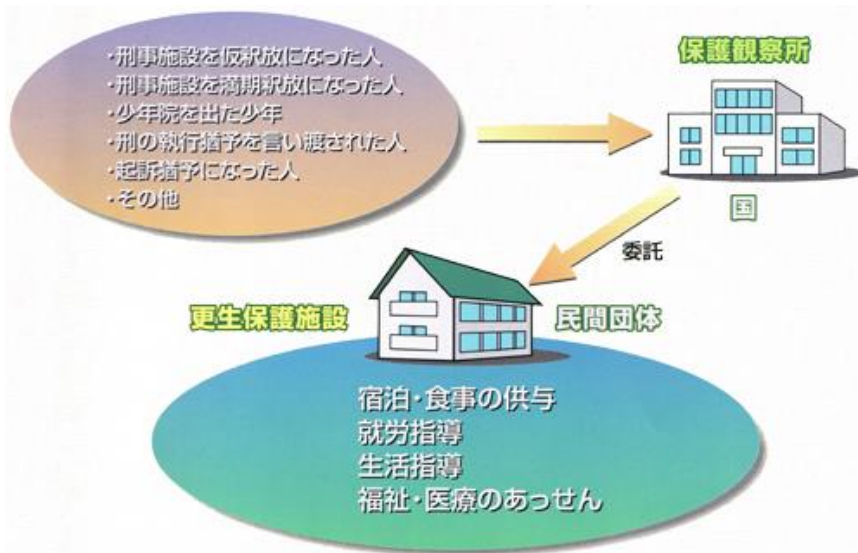
### （団体の紹介）

犯罪や非行をした人の中には、頼ることのできる人がいない、住むところがない、生活環境に恵まれなかったり、あるいは本人に社会生活上の困難がある等の理由ですぐに自立更生できない人がいます。

更生保護施設は、こうした人たちを一定期間保護し、円滑な社会復帰を助けて再犯を防止するという役割を担っています。

保護を必要としている人からの申し出及び保護観察所からの委託を受け更生保護施設での保護が始まります。

更生保護施設は令和5年4月1日時点で全国に102施設あり、愛媛県には更生保護法人愛媛県更生保護会が松山市にあり、一定期間の保護（宿泊・食事の提供、就労の援助、生活指導等）を行っています。



### 【生活基盤の提供】

入所者が安心して自立の準備に集中できる生活基盤を提供します。（宿泊場所の提供、食事の提供）



### 【自立に向けて】

入所者ができるだけ早くひとり立ちをして、退所後も自立した生活を維持できるように必要な指導や調整を行います。（生活指導）



### 【円滑な社会復帰のために】

日常の生活指導のほか、入所者が地域社会の一員として円滑に復帰するための指導を行います。（社会奉仕活動）



### 【地域と共に】

毎年5月に行われるガレージセール（バザー）や毎月行われる更生保護女性会による夕食会等各団体や地域の方々に支えられています。



## 松山地区BBS会

### (団体の紹介)

BBSとは「Big Brothers and Sisters Movement」の略称で、少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。非行少年の立ち直りをサポートするほか、青少年の健全な保護育成に取り組んでいます。

全国に約450の地区会があり、約4,500人の会員が活動しています。

愛媛県では4地区会で約80人、松山地区会は35人（うち大学生26人）の会員が活動を行っています（令和6年5月時点）。

### (活動内容)

#### 1 ともだち活動

保護観察を受けている少年少女をはじめ、様々な悩みを抱えている子ども達と、同じ世代のちょっと年長の「ともだち」としてふれあうことを通じて自立を支援する活動です。保護観察所などから依頼を受けて、その指導の下に行われます。通常少年1人に対して会員1～2人が担当します。

#### 2 グループワーク

少年たちとBBS会員がグループになって、スポーツやレクリエーションなどを行います。

保護観察中の少年たちとのボウリング大会や料理教室などを開催しています。

#### 3 非行防止活動

非行を起こさせない社会環境づくりのための活動を行っています。

「社会を明るくする運動」への参加を通じて、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。

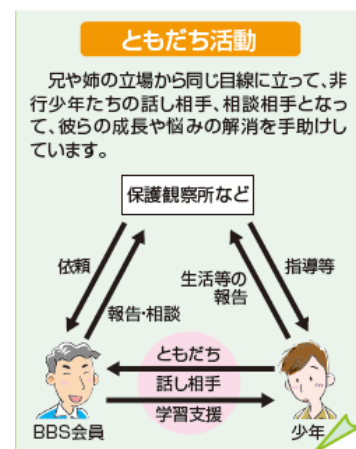
#### 4 社会貢献活動への参加協力

BBS会では、保護観察所で行っている社会貢献活動に協力し、少年たちと共に活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合います。

#### 5 研さん活動

活動を実践するために必要な知識や技能の習得や、会員同士の意見交換の場として、研修会や勉強会を開催しています。

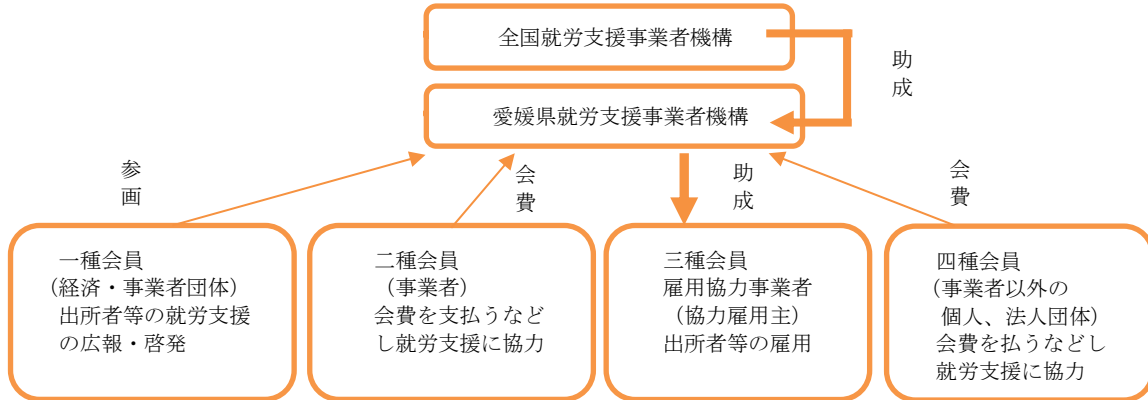
また、保護観察所、保護司会、更生保護女性会など更生保護事業の関係機関（団体）と連携した研修会や活動を行っています。



## NPO法人 愛媛県就労支援事業者機構

### (団体の紹介)

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構は、愛媛県下の経済界全体と一般の方の協力により、犯罪や非行をした人の就労支援等を行い、安心安全な社会づくりに貢献する組織です。



- ◆ 一種会員は、経済・事業者団体が主体となり、広報・啓発活動を行っている。
- ◆ 二種会員は、会員等金銭面で就労支援に協力している。
- ◆ 三種会員は、実際に出所者等を雇用する雇用協力事業者(協力雇用主)である。
- ◆ 四種会員は、事業者以外の個人、法人又は団体であり、会費や広報活動により就労支援に協力している。

### (活動内容)

機構の活動は、関係機関団体と連携し、協力雇用事業者の拡大、犯罪者の就労支援等の事業に対する助成、犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報などの事業を実施しています。以下は具体的な活動例です。

#### 1 「社会を明るくする運動」の周知・啓発

毎年7月に法務省主唱の「社会を明るくする運動」の強調月間に合わせて広報活動を行っています。

#### 2 社会貢献活動

保護観察対象者の社会貢献活動の一環としてとべ動物園や松山市内の公園遊具のペンキ塗りを行っており、そこへ講師を派遣し、事務局も一緒にペンキ塗りに参加しています。

#### 3 就労支援

矯正施設内で在所中の者に協力雇用主と共に面接を行い、社会復帰してから就職がスムーズに行える取組をしています。また、就労後は定期的に協力雇用主先を訪問し、雇用主だけでなく就労中の者に対してのフォローアップも行っています。

#### 4 関連機関との連携

生活困窮者については社会福祉協議会につないだり、メンタルケアが必要な者に対しては法務少年支援センターにつないだりして、生活や心身の不安を払拭し、安定して就労ができるように関連機関と協力しています。

## 第4 計画の推進体制

### 4-1 推進体制

国の関係機関や、愛媛県、更生保護・福祉・就労等関係団体、学識経験者で構成する「松山市再犯防止推進会議」の中で、再犯防止への取組の情報共有や、課題等について意見交換を行い、会議の構成員、地域社会、協力雇用主、学校、関係事業所等が相互に連携しながら、地域全体で切れ目のない取組を進めます。

また、本市関係部署で構成する「再犯防止推進庁内連絡調整会議」では、関係する事業の進捗管理を行うとともに、「松山市再犯防止推進会議」と連携を図り、各施策を推進します。

### 4-2 進捗管理

「松山市再犯防止推進会議」と本市関係部署で構成する「再犯防止推進庁内連絡調整会議」が相互に連携を図り、年度ごとに計画の進捗状況を確認し、再犯防止への取組を進めます。

### 4-3 計画の成果指標と目標値

成果指標	実績値 (R5)	目標値 (R12)
刑法犯検挙者数中の再犯者数の減少 ※基準値から、計画策定後毎年対前年比で5%ずつの減少を見込む	385人	271人

参考指標	実績値
本市の協力雇用主数	142社 (令和6年12月1日時点)
松山保護区の保護司数及び保護司充足率	204名 充足率87.6% (令和6年12月1日時点)

## 4-4 本市の主な相談窓口

### 福祉・子育て相談窓口

市役所別館 1階

生活福祉資金相談	高齢者相談
障がい者に関する総合相談	女性相談
生活困窮者の自立支援に関する総合相談	子育て等に関する相談
生活困窮者の就労・住まい等に関する相談	ひとり親自立支援相談

### 保健予防課

松山市保健所 1階

精神障がい者に関する相談	こころの健康相談
--------------	----------

### 総合窓口センター（市民課）

市役所本館 1階

住所や戸籍に関する手続	マイナンバーに関する手続き
-------------	---------------

### 住宅課

市役所本館 7階

市営住宅に関する相談	住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅に関する問合せ
------------	----------------------------

### 教育支援センター事務所

松山市青少年センター内

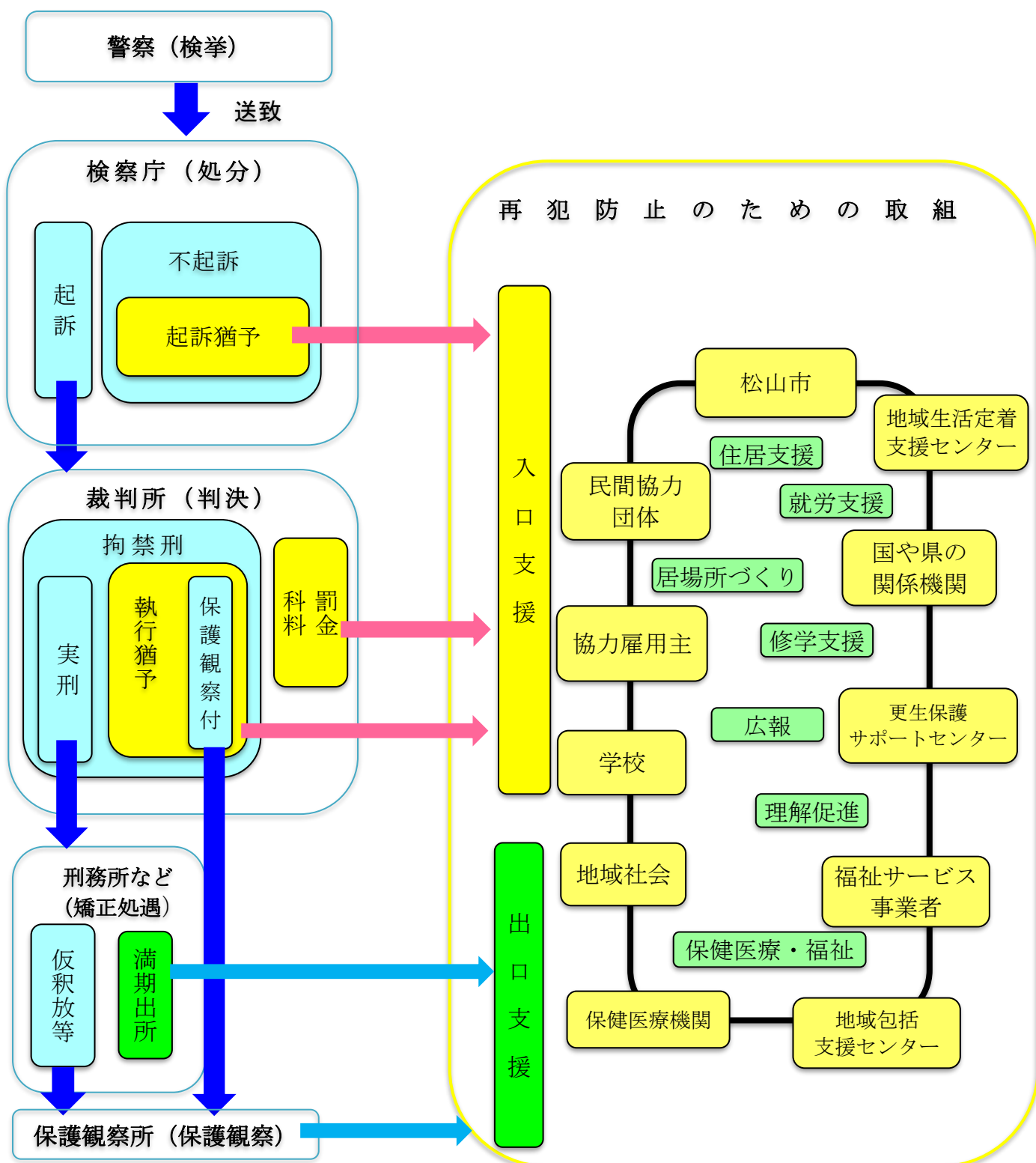
小・中学校の児童・生徒の問題行動等対策、不登校対策
---------------------------

### こども相談課

松山市青少年センター内  
松山市保健所内  
余土子ども・子育て施設内

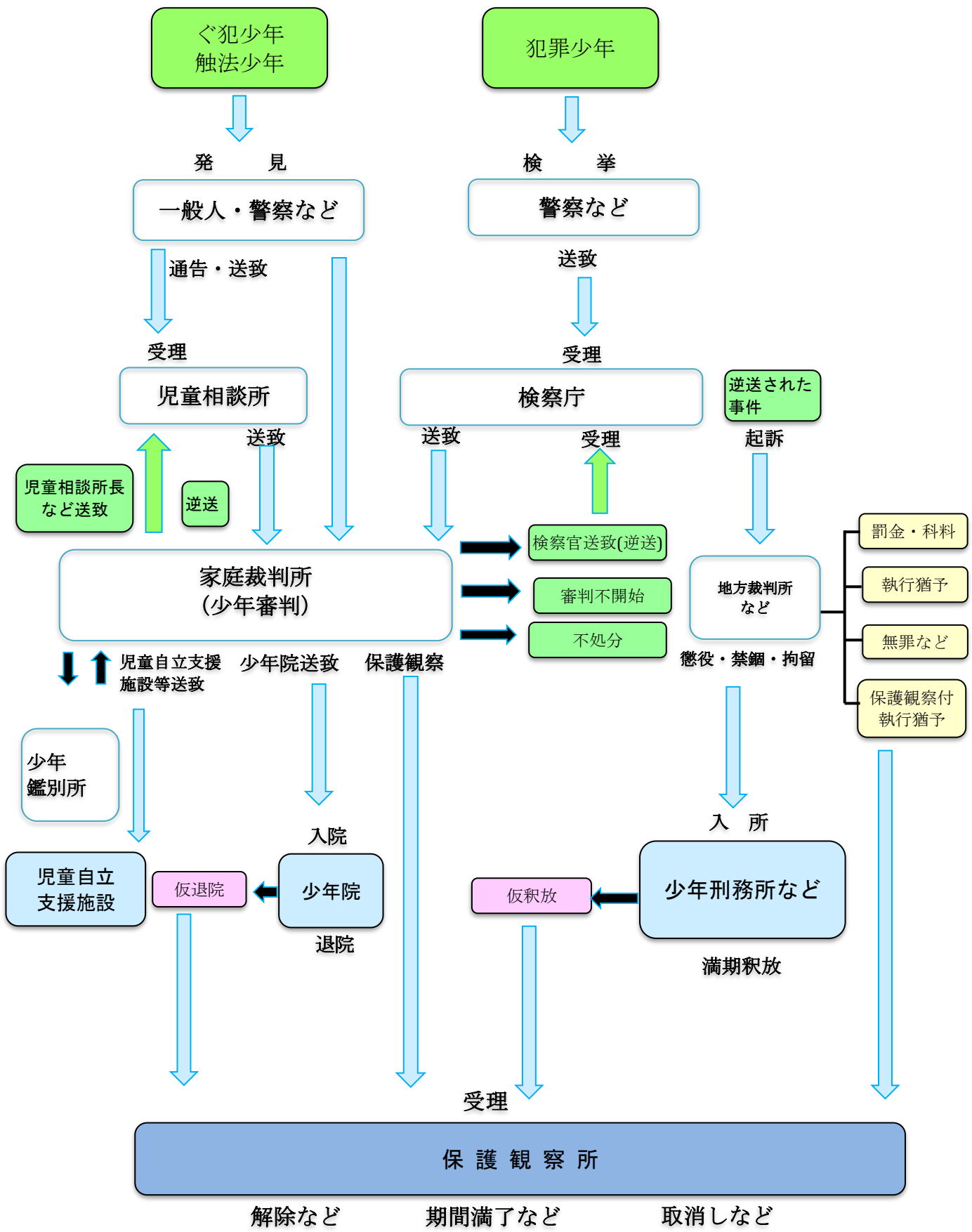
0～18歳のこどもに関する様々な相談
--------------------

## 4-5 刑事手続の流れの概要と支援推進体制



●再犯を防止するには、起訴猶予者などが罪を犯して刑務所等に入ることを防ぐ入口支援及び、矯正施設出所後の出口支援に取り組むことが重要で、刑事司法関係機関や、更生保護関係団体、地域社会等と相互に連携し、必要な支援を切れ目なく円滑に受け取ることができるよう取組を推進します。

非行少年に関する主な手続 (法務省：再犯防止推進白書参照)



## 松山地方検察庁

検察庁は、捜査や公判を主な業務とする国の機関で、それらの刑事手続で起訴猶予処分、全部執行猶予や罰金刑で矯正施設に入らず釈放される者で、社会復帰のために支援を必要とする人たちへの入口支援に取り組んでいます。

松山地方検察庁では、刑事政策推進室を設置して担当職員が対応しています。



松山地方検察庁及び松山保護観察所の外観（松山法務総合庁舎6階）

## 松山保護観察所

松山市に置かれ、松山地方裁判所管内を管轄し、次の業務を行っています。

- ① 保護観察、医療観察
- ② 生活環境の調整
- ③ 更生緊急保護
- ④ 恩赦の上申
- ⑤ 犯罪予防活動 等

松山保護観察所は愛媛県内の保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び協力雇用主の方々並びに更生保護施設「愛媛県更生保護会」と共に更生保護の諸活動に取り組んでいます。

## 松山刑務所

松山刑務所は、主に四国地方で確定した受刑者のうち、執行刑期が10年未満の犯罪傾向の進んでいない20歳以上の受刑者を収容しています。



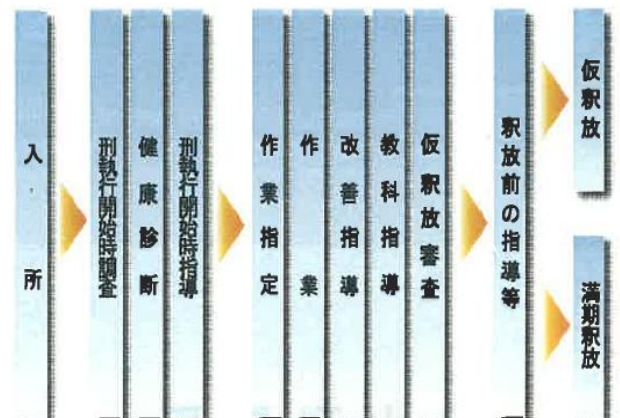
## 矯正処遇

「矯正処遇」は、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るため、積極的な働き掛けを行う。受刑者処遇の中核をなすもので、「作業」、「改善指導」及び「教科指導」の3つがあります。



ベンチ  
いのとんのエプロン  
ロングウォレット  
(東温市イメージキャラクター)

「作業」で作られた製品



入所から出所まで

## 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

### 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

### 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

### 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

### 4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

### 5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

### 6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

## 7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
  - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
  - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
  - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
  - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
  - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

## 8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

## 9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

## 10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

## 11. 基本的施策

### 【国の施策】

#### 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

#### 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

#### 社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

#### 再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

### 【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

## 12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする